

小林製薬 紅麴を含む食品への対応状況について

1 概要

令和6年3月22日に小林製薬から、「紅麴関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」に関する報道発表が行われ、情報提供及び注意喚起が行われました。

また、健康被害情報が収集されるよう、厚生労働省から自治体宛に事務連絡が発出されています。

小林製薬が自主回収を開始した3月22日から昨日までに県内の保健所に6件の相談が寄せられ、うち2件が健康被害に関する相談でした。

なお、現時点では、当該製品の摂取と相談のあった症状との因果関係は不明です。

【健康被害に関する相談の概要】※相談者の同意が得られたものを公表しています。

相談日	摂取した商品名	摂取期間	性別	年代	症状	経過
3/27	紅麴コレステヘルプ20日分	13か月	女性	50歳代	尿のにごり、倦怠感、発熱、腹痛、食欲不振	11日間入院、その後回復し退院

(注) 健康被害に関する相談内容については、厚生労働省へ報告済み。

2 回収対象品

(1) 回収命令対象品（大阪市による行政処分）

対象製品：紅麴コレステヘルプ15日分・30日分（通信販売用）

紅麴コレステヘルプ20日分（店頭販売用）

ナイシヘルプ+コレステロール

ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD

(2) 自主回収対象品（小林製薬 紅麴に関連する食品の自主回収情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/daietto/index.html

（厚生労働省ホームページ：健康被害情報）

上記ホームページの「紅麴に関する届出された食品のリコール情報（小林製薬関連に限る）」をご確認ください。

3 県の対応

- 各保健所の相談窓口をホームページで周知するとともに、保健所へ寄せられた相談内容と件数を公表
- 各保健所に対し、県内の主なドラッグストアの店頭から当該商品が撤去されていることを確認するよう指示
- 県内の医療機関に対し、当該製品を摂取した後の健康被害の訴えを把握した場合には保健所への情報提供を依頼

4 県民の皆様へ

- 「2 回収対象品」に該当する製品を購入された方は、直ちに喫食を中止してください。
- 同製品を喫食して身体に不安や異常がある場合には、医療機関を受診してください。
- その他ご不安がある場合には、下記の最寄りの保健所にご相談ください。

<保健所>	<電話番号>
松江市・島根県共同設置松江保健所食品衛生課	0852-67-7570 (夜間・休日：0852-23-1313)
雲南保健所衛生指導課	0854-42-9667
出雲保健所衛生指導課	0853-21-1185
県央保健所衛生指導課	0854-84-9805
浜田保健所衛生指導課	0855-29-5561
益田保健所衛生指導課	0856-31-9551
隠岐保健所環境衛生課	08512-2-9714